

議案第38号

さいたま市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年2月7日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市個人情報保護条例の一部を改正する条例

さいたま市個人情報保護条例（平成13年さいたま市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>（派遣労働者等の義務）</u></p> <p><u>第41条の2 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第26条第1項に規定する労働者派遣契約に基づき実施機関に派遣された者（以下「派遣労働者」という。）又は派遣労働者であった者は、当該労働者派遣契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。</u></p> <p>第46条 実施機関の職員若しくは職員であった者、<u>第11条第1項に規定する処理に従事している者若しくは従事していた者又は派遣労働者若しくは派遣労働者であった者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された行政情報であつて、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</u></p>	<p>第46条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第11条第1項に規定する処理に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された行政情報であつて、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p>

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第46条の改正は、同年7月1日から施行する。